平成２３年（フ）第１９４５号
横浜市港北区大豆戸町1191番地　メゾン新横浜Ａ―103
破産者　藤井　武司
1　決定年月日　平成24年５月28日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所第３民事部

平成２３年（フ）第４１１号
山梨県中巨摩郡昭和町清水新居16番地12　平賀方
破産者　樋川　淳子
1　決定年月日　平成24年５月28日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
甲府地方裁判所民事部破産係

平成２４年（フ）第４号
長野県松本市大字中山3535番地
破産者　磯田　　均
1　決定年月日　平成24年５月28日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
長野地方裁判所松本支部

平成２３年（フ）第４８号
長野県飯田市上郷黒田768番地１
破産者　山田　隆住
1　決定年月日　平成24年５月28日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
長野地方裁判所飯田支部

平成２３年（フ）第３７５号
静岡市清水区江尻東１丁目３番29号
破産者　岩本　和也
1　決定年月日　平成24年５月28日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
静岡地方裁判所民事第２部

平成２３年（フ）第３７６号
静岡市清水区江尻東１丁目３番29号
破産者　岩本　陽子
1　決定年月日　平成24年５月28日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
静岡地方裁判所民事第２部

平成２４年（フ）第６６号
静岡市清水区千歳町13番11号　天野コーポ203号
破産者　釜田　芳甫
1　決定年月日　平成24年５月28日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
静岡地方裁判所民事第２部

平成２４年（フ）第５号
三重県名張市桔梗が丘８番町１街区１番地６、破産手続開始決定時の住所三重県伊賀市東高倉2034番地４
破産者　長谷川民子
1　決定年月日　平成24年５月28日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
津地方裁判所伊賀支部

平成２４年（フ）第２０号
滋賀県蒲生郡日野町大字内池959番地２
破産者　大山　敬太
1　決定年月日　平成24年５月28日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大津地方裁判所彦根支部

平成２１年（フ）第４９７０号
大阪府茨木市豊原町４―18、開始決定時の住所大阪府茨木市西福井２丁目３番２―511号
破産者　竹内　　勝
1　決定年月日　平成24年５月28日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第８６７号
大阪市阿倍野区松崎町３丁目13番７―601号
破産者　岸　　秀憲
1　決定年月日　平成24年５月28日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第３００６号
大阪府枚方市伊加賀西町10番７号
破産者　ヘアーサロンエンゼルこと　下﨑　卓司
1　決定年月日　平成24年５月28日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第５７０３号
大阪府寝屋川市明徳２丁目６番Ｃ７―102号、住民票上の住所大阪府寝屋川市明徳２丁目６番７―102号
破産者　小山　義之
1　決定年月日　平成24年５月28日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第６９７３号
大阪府松原市立部５丁目４番４―908号、開始決定時の住所大阪市西成区山王１丁目３番15号
破産者　楽苦美こと　露口林太郎
1　決定年月日　平成24年５月28日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第７６５１号
大阪市東住吉区湯里５丁目19番９号　ルミナス湯里304号、開始決定時の住所大阪市東住吉区鷹合４丁目６番７号
破産者　清野　勝代
1　決定年月日　平成24年５月28日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第７６５２号
大阪市東住吉区湯里５丁目19番９号　ルミナス湯里304号、開始決定時の住所大阪市東住吉区鷹合４丁目６番７号
破産者　清野　市太
1　決定年月日　平成24年５月28日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第７７７２号
大阪市西成区花園南２丁目９番15―202号
破産者　但馬工業所こと　小川　裕朗
1　決定年月日　平成24年５月28日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２４年（フ）第１号
大阪府豊中市庄内西町４丁目17番19号
破産者　日髙　哲夫
1　決定年月日　平成24年５月28日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部